

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市契約規則の一部を改正する規則【技術監理局契約部契約制度課】

2

北九州市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 号

北九州市契約規則の一部を改正する規則

北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 1 項中「5 日」を「1 0 日」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同条第 2 項中「請書若しくは請書に記載すべき内容を記録した電磁的記録又は見積書」を「契約書等に準ずるものとして市長が別に定めるもの」に、「その他」を「その他の」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 2 条及び第 2 4 条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる落札者の決定又は随意契約の相手方の決定（以下「契約者の決定」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた契約者の決定に係る契約については、なお従前の例による。